



# 宮 崎 県 公 報

平成22年7月1日(木曜日) 第 2196 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則…………… (漁港漁場整備課) 1

### 告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 4
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… ( “ ) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… ( “ ) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更 (2 件) …………… ( “ ) 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の再開…………… ( “ ) 5
- 有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 5

- 漁港区域内における放置等禁止区域及び物件の指定…………… (漁港漁場整備課) 6
- 漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設の指定…………… ( “ ) 6
- 船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港…………… ( “ ) 6
- 道路の区域の決定…………… (道路保全課) 6
- 道路の区域の変更 (5 件) …………… ( “ ) 6
- 道路の供用の開始 (5 件) …………… ( “ ) 7
- 自動車専用道路の指定…………… ( “ ) 8
- 水防警報を行う河川の指定…………… (河川課) 8

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (蛸・鱺・鰯課) 11
- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… ( “ ) 11
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件) …… (農村整備課) 12
- 入札公告…………… 13
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 14

## 規 則

宮崎県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年7月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第31号

#### 宮崎県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県漁港管理条例施行規則 (昭和38年宮崎県規則第32号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(占有期間満了及び占有廃止の届) 第12条 [略]	(占有期間満了及び占有廃止の届) 第12条 [略] <u>(使用許可の申請)</u>
	第13条 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、 <u>係留指定施設使用許可申請書 (別記様式第10号) を知事に提出しなければならない。</u>
	2 <u>知事は、条例第10条第1項の規定により許可をするときは、使用許可証 (別記様式第11号) を交付するものとする。</u>
	3 <u>前項の使用許可証の交付を受けた者は、当該船舶の船体の船外から確認しやすい箇所にこれを貼りつけておかななければならない。</u>
	○ <u>(制限の対象としない船舶)</u>
	第14条 条例第11条の規則で定める船舶は、次の各号に掲げる船舶とする。
	(1) <u>国及び地方公共団体又はこれらに準ずる機関により管理運営されている船舶</u>

(使用料及び漁港施設占用料)

第13条 条例別表第1において使用料金額の範囲を定める棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場に係る使用料については、その定額を別表第2のとおり定める。

2 [略]

(使用料等及び土砂採取料等の納付)

第14条 条例第10条第1項に規定する使用料等及び条例第11条第1項に規定する土砂採取料等の納期は、納入通知書に記載された納期限とする。

(入出港届)

第15条 条例第12条の規定により入港届又は出港届を提出させることができる船舶は、タンカー、貨物船及び知事が特に必要と認める船舶とする。

2 [略]

別表第1 (第4条関係)

[略]

別表第2 (第13条関係)

[略]

[略]

別表第3 (第13条関係)

[略]

(2) 工事に従事する船舶

(3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶

(4) 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第2項に規定する遊漁船

(使用料及び漁港施設占用料)

第15条 条例別表第1において使用料金額の範囲を定める係留指定施設に係る使用料については、その定額を別表第1の2のとおり、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場に係る使用料については、その定額を別表第2のとおり定める。

2 [略]

(使用料等及び土砂採取料等の納付)

第16条 条例第13条第1項に規定する使用料等及び条例第14条第1項に規定する土砂採取料等の納期は、納入通知書に記載された納期限とする。

(入出港届)

第17条 条例第15条の規定により入港届又は出港届を提出させることができる船舶は、タンカー、貨物船及び知事が特に必要と認める船舶とする。

2 [略]

別表第1 (第4条関係)

[略]

別表第1の2 (第15条関係)

施設名	単 位	金 額	備 考
指定施設 A	船舶の長さ 1	6,000円	船舶の長さ 3
指定施設 B	メートル 1年	5,400円	メートル未満
指定施設 C	につき	4,800円	の船舶につい
指定施設 D		4,200円	ては、全て船
指定施設 E		3,600円	舶の長さ 2メ
指定施設 F		3,000円	ートルの金額
指定施設 G		2,400円	とする。

(注) 指定施設 A～G については、条例第10条第1項の規定により、個々の指定施設ごとに知事が公示により指定する。

別表第2 (第15条関係)

[略]

[略]

別表第3 (第15条関係)

[略]

別記様式第9号の次に次の2様式を加える。

様式第10号 (第13条関係)

## 係留指定施設使用許可申請書

年 月 日

殿

申請人 住所

氏名 ⑩

(電話番号 ( ) - )

次のとおり係留指定施設を使用したいので、許可されるよう宮崎県漁港管理条例第10条第1項の規定により申請します。

利 用 漁 港 名	漁 港				
使用を希望する 係留指定施設	指定施設	A	B	C	D
		E	F	G	
使 用 期 間	年 月 日から		年 月 日まで		
船 舶 諸 元	船 舶 名				
	船舶番号又は 船舶検査済票の番号				
	船舶の長さ	m			
	船舶の幅	m			
	船舶の深さ	m			
船舶所有者の住所等	住所 (所在地) 氏名 電話番号 ※申請人と同一の場合は記入不要				

(注) この申請書は、1部提出すること。

添付書類

- (1) 運転免許証又は小型船舶操縦免許証の写し、いずれもない場合は本人確認ができるもの
- (2) 船舶検査証書の写し
- (3) 船舶検査手帳の写し
- (4) 使用条件確認書
- (5) 申請人が船舶の占有権者又は使用権者の場合、当該船舶の占有権者又は使用権者であることを示す書類及び小型船舶登録原簿の一部事項証明書

様式第11号 (第13条関係)



備考 宮崎県章及び文字は白抜きとし、地色は交付年度ごとに定める色とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 412号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
柳田産婦人科医院	宮崎県日向市都町12番地 5 号	平成22年 2 月15日
こばやし中央薬局	宮崎県小林市細野 160 番地 5	平成22年 5 月 1 日
木城薬局	宮崎県児湯郡木城町高城3846- 3	平成22年 6 月 1 日

宮崎県告示第 413号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
柳田産婦人科医院	宮崎県日向市都町12番地 5 号	平成22年 2 月14日
こばやし中央薬局	宮崎県小林市細野 160 番地 5	平成22年 5 月 1 日

宮崎県告示第 414号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
持永将男	宮崎県都城市早水町45 03- 1	持永歯科医院	宮崎県都城市早水町45 03- 1	平成22年 3 月 1 日
株式会社ライフサポート	宮崎県串間市大字西方 3912番地 1	ヘルパーステーション 稲の穂	宮崎県串間市大字西方 3901番 3	平成22年 6 月 1 日
株式会社和	宮崎県小林市野尻町東麓1089番地 1	グループホームライフ	宮崎県小林市野尻町東麓1089番地 1	平成22年 6 月 1 日

宮崎県告示第 415号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人天 生堂医心内 科	宮崎県日向 市亀崎西 1 丁目25番地	医療法人天 生堂医心内 科	宮崎県日向 市上町 9 番 3 号	平成22年 5月31日

## 宮崎県告示第 416号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
社会福祉 法人小林 市社会福 祉協議会	宮崎県小林市細野 367番地 1	小林市地 域包括支 援センタ ー	宮崎県小林市細野 279番地 1

## 2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県小林市細野 2 79番地 1	宮崎県小林市細野 4 55番地 1	平成22年 3 月27日

## 宮崎県告示第 417号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
財団法人 ソーシャル サービス 協会	東京都新宿区百人 町 4 丁目 7 番地 2 号	財団法人 ソーシャル サービス 協会都 城事業所 ケアサポ ートカル ナ	宮崎県都城市郡元 2 丁目 7 番地 1

## 2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県都城市郡元 2 丁目 7 番地 1	宮崎県都城市郡元 2 丁目 7 番地 2	平成22年 5 月10日

## 宮崎県告示第 418号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり再開した旨の届出があった。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		再 開 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
財団法人ソ ーシャルサ ービス協会	東京都新宿 区百人町 4 丁目 7 番地 2 号	財団法人ソ ーシャルサ ービス協会 都城事業所 ケアサポ ートカルナ	宮崎県都城 市郡元 2 丁 目 7 番地 2	平成22年 5 月10日

## 宮崎県告示第 419号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日
22年-14	映画	夏男たちのラブビーチ	吉行組 <オーピー映画>	平成22年 6 月21日
22 -15	映画	お掃除女子 至れり尽くせり	工藤組 <新日本映像>	
22 -16	映画	強制人妻 肉欲の熟れた民	清水組	

			<オーピー映画>
22 -17	映画	妖女伝説 セイレーンXXX (トリプルエックス) ～魔性の悦楽～	竹書房、クレイ、新東宝映画 <新東宝映画>
22 -18	映画	恋情乙女 ぐっしょりな薄毛	荒木組 <オーピー映画>
22 -19	映画	未亡人銭湯 おっぱいの時間ですよ!	池島組 <オーピー映画>
22 -20	映画	ジュ・テーム・モワ・ノン・プリュ<オリジナル・ヴァージョン> (原題) JE T'AIME MOINON PLUS	メダリオンメディア (フランス)
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

**宮崎県告示第 420号**

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号) 第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定区域  
第 1 種都農漁港のうち、北防波堤と南防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域
- 2 指定物件  
漁船を除く船舶
- 3 指定の適用の日  
平成22年 8 月 1 日

**宮崎県告示第 421号**

宮崎県漁港管理条例 (昭和38年宮崎県条例第19号) 第10条第 1 項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁港漁場整備課及び中部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
都農漁港 (都農町)	指定施設D 北防波堤の内、図面に示す 101メートル	33隻以内	周年

- 2 指定の適用の日  
平成22年 8 月 1 日

**宮崎県告示第 422号**

宮崎県漁港管理条例 (昭和38年宮崎県条例第19号) 附則第 2 項の規定により、係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 使用料徴収開始の日

平成22年 8 月 1 日

- 2 徴収対象漁港  
都農漁港

**宮崎県告示第 423号**

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 1 日から平成22年 7 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
308	県道	高鍋インター線	児湯郡高鍋町大字上江字竹鳩4459番 2 地先から同郡同町同大字字五郎丸河原4764番 2 地先まで	15.0 ~ 34.2	507.0

**宮崎県告示第 424号**

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 1 日から平成22年 7 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 18号	延岡市北方町南久保山字石畳子4268番 2 地先から同市高	旧	6.5 ~ 42.0 21.0 ~ 257.0	8824.0 8106.0

			野町67番40 地先まで	新	6.5 ~ 42.0 21.0 ~ 257.0	8824.0  8106.0
--	--	--	-----------------	---	----------------------------------	----------------------

## 宮崎県告示第 425号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 1 日から平成22年 7 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	西都市大字 中尾字小崎 171番 1 地 先から同市 同大字同字 171番 1 地 先まで	旧	52.5 ~ 131.2	53.0
				新	39.6 ~ 131.2	53.0

## 宮崎県告示第 426号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 1 日から平成22年 7 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
46	県道	高城山 田線	都城市丸谷 町4894番 2 地先から同 市同町 457 番46地先ま で	旧	7.0 ~ 9.6	182.0
				新	11.0 ~ 13.0	182.0

## 宮崎県告示第 427号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 1 日から平成22年 7 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字後迫 4807番 4 地 先から同郡 同町同大字 同字4806番 1 地先まで	旧	4.8 ~ 9.2	46.4
				新	5.0 ~ 14.0	46.4

## 宮崎県告示第 428号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 1 日から平成22年 7 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字山 中2940番14 地先から同 郡同町同大 字同字2933 番 6 地先ま で	旧	3.2 ~ 14.4	373.0
				新	15.4 ~ 36.8	373.0

## 宮崎県告示第 429号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 1 日から平成22年 7 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	延岡市岡元 町 760番49 地先から同 市同町 760 番18地先ま で	平成22年 7 月 1 日

**宮崎県告示第 430号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 1 日から平成22年 7 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
46	県道	高城山 田線	都城市丸谷 町4894番 2 地先から同 市同町 457 番46地先ま で	平成22年 7 月 1 日

**宮崎県告示第 431号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 1 日から平成22年 7 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字後迫 4807番 4 地 先から同郡 同町同大字 同字4806番 1 地先まで	平成22年 7 月 1 日

**宮崎県告示第 432号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 1 日から平成22年 7 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川 日之影	西臼杵郡日 之影町大字	平成22年 7 月 1 日

	線	岩井川字山 中2940番14 地先から同 郡同町同大 字同字2933 番 6 地先ま で
--	---	--

**宮崎県告示第 433号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 1 日から平成22年 7 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
308	県道	高鍋イ ンター 線	児湯郡高鍋 町大字上江 字竹鳩4459 番 2 地先か ら同郡同町 同大字字五 郎丸河原47 64番 2 地先 まで	平成22年 7 月 17日

**宮崎県告示第 434号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第48条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月 1 日から平成22年 7 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	指定する 期日
国道	国道 2 18号	延岡市岡元 町 760番49 地先から同 市同町 760 番18地先ま で	37.0 ~ 55.5	119.0	平成22年 7 月 1 日

**宮崎県告示第 435号**

水防法（昭和24年法律第 193号）第16条第 1 項の規定による水防警報を行う河川を次のとおり指定する。

なお、水防警報を行う河川の指定（平成21年宮崎県告示第 483号

) は廃止する。

平成22年7月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

水系名	河川名	区 間		
五ヶ瀬川	三ヶ所川	左岸	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下滝下国道赤谷橋から同大字字古園廻淵取水ダムまで	
		右岸	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字赤谷国道赤谷橋から同大字字畦ノ原廻淵取水ダムまで	
	五ヶ瀬川	左岸	西臼杵郡日之影町大字七折字長迫 13612番17地先から延岡市吉野町1818番1地先まで	
		右岸	西臼杵郡高千穂町大字向山字水ヶ崎3719番2地先から延岡市三輪町 821番3地先まで	
	小 川	左岸	延岡市北川町川内名字久ヶ瀬 393番地先から北川への合流点まで	
		右岸	延岡市北川町川内名字茅場 400番地先から北川への合流点まで	
	北 川	左岸	延岡市北川町川内名字八戸前水流布袋尊橋から同市川島町 3518番2地先まで	
		右岸	延岡市北川町川内名字久ヶ畑後山布袋尊橋から同市無鹿町 3351番3地先まで	
	祝子川	左岸	延岡市宮長町浜砂ダム下流端から同市檜山町一丁目祝子橋まで	
		右岸	延岡市松山浜砂ダム下流端から同市中川原町五丁目祝子橋まで	
	沖田川	沖田川	左岸	延岡市小野町早稲田橋から海まで
			右岸	同
			左岸	東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字市谷1906番1地先から同区神門字石越4350番4地先まで
	小丸川	小丸川	右岸	東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字久保1235番地先から同区神門字渡場瀬4190番1地先まで
左岸			日向市東郷町下三ヶ字中水流水1396番丙地先から同町下三ヶ字倉谷1982番5地先まで	
小丸川		右岸	東臼杵郡美郷町南郷区神門字向山4319番2地先から日向市東郷町下三ヶ字一松露1748番3地先まで	
		左岸	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字鹿猪谷5838番1地先から同区宇納間字琵琶ノ原新辰之元橋まで	
五十鈴川		右岸	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字中原11番10地先から同区宇納間字辰之元新辰之元橋まで	
		左岸	東臼杵郡門川町大字川内字下庭谷庭谷川との合流点から海まで	
五十鈴川	五十鈴川	右岸	東臼杵郡門川町大字川内字安者庭谷川との合流点から海まで	
		左岸	日向市大字塩見字一反田天神橋から海まで	
塩見川	塩見川	右岸	日向市大字塩見字天神森天神橋から海まで	
		左岸	日向市東郷町八重原迫野内字河原大内原ダム下流端から海まで	
耳川	耳川	右岸	日向市東郷町八重原迫野内字荒内大内原ダム下流端から海まで	
		左岸	児湯郡西米良村大字上米良字二畝の谷上米良ダム下流端から同村大字村所字三久保 133番6地先まで	
		右岸	児湯郡西米良村大字上米良字槇之口上米良ダム下流端から同村大字村所字広瀬 264番16	

一ツ瀬川			地先まで	大 湊 川		右岸	31番2地先から大湊川への合流点まで	
	一ツ瀬川	左岸	西都市大字穂北字山内杉安橋から海まで		高崎川	左岸	都城市高崎町大牟田字下向田平田平頭首工から同町繩瀬字中平 965番20地先まで	
		右岸	西都市大字南方字竹添杉安橋から海まで			右岸	都城市高崎町大牟田字平田平頭首工から同町岩満町 889番2地先まで	
	三財川	左岸	西都市大字上三財字大高野水喰橋から一ツ瀬川への合流点まで		本庄川	左岸	小林市須木大字中原字宮田新平野橋から同市須木大字下田字唐池番屋橋まで	
		右岸	西都市大字上三財字水喰水喰橋から一ツ瀬川への合流点まで			右岸	小林市須木大字中原字平野新平野橋から同市須木大字下田字鶴園番屋橋まで	
	三納川	左岸	西都市大字三納字川久保観音橋から三財川への合流点まで		岩瀬川	左岸	小林市大字東方字太鼓橋浜ノ瀬橋から同大字字茶磨川 779番6地先まで	
		右岸	西都市大字三納字弘谷観音橋から三財川への合流点まで			右岸	小林市大字真方字新田場浜ノ瀬橋から同市大字水流迫字柳丸 421番地先まで	
	石崎川	石崎川	左岸		宮崎市佐土原町下那珂字浮橋有喜橋から海まで	瓜田川	左岸	宮崎市高岡町小山田字深坪梅木田橋から大湊川への合流点まで
			右岸		宮崎市大字広原字稲荷出有喜橋から海まで		右岸	宮崎市高岡町小山田字宗栄司梅木田橋から大湊川への合流点まで
	萩原川	萩原川	左岸		都城市安久町上豊橋から大湊川への合流点まで	大谷川	左岸	宮崎市大字浮田字出ノ中宮前橋から大湊川への合流点まで
右岸			都城市上長飯町上豊橋から大湊川への合流点まで	右岸	同			
沖水川	沖水川	左岸	北諸県郡三股町大字樺山字稲荷下6084番地先から都城市上川東四丁目沖水橋まで	八重川	左岸	宮崎市古城町岡ノ原6番1地先から同市大字田吉字西田西田橋まで		
		右岸	北諸県郡三股町大字長田字山田川原47番3地先から都城市吉尾町沖水橋まで		右岸	宮崎市源藤町南田68番1地先から同市大字田吉字西田西田橋まで		
丸谷川	丸谷川	左岸	都城市山田町山田字山ノ神山ノ神橋から高崎川への合流点まで	新別府川	左岸	宮崎市村角町花ヶ島橋から大湊川への合流点まで		
		右岸	都城市夏尾町山ノ神橋から高崎川への合流点まで		右岸	同		
東岳川	東岳川	左岸	都城市高城町大井手字霧島元1267番1地先から大湊川への合流点まで				宮崎市清武町船引字見極田42	
			都城市高城町大井手字大迫12					

清 武 川	清 武 川	左岸	35番1地先から海まで
		右岸	宮崎市清武町船引字安ヶ野23番4地先から海まで
加 江 田 川	加 江 田 川	左岸	宮崎市大字鏡洲字前田1556番地先から海まで
		右岸	宮崎市大字鏡洲字中山1790番地先から海まで
広 渡 川	広 渡 川	左岸	日南市北郷町郷之原字下原甲3713番3地先から海まで
		右岸	日南市北郷町郷之原字老町田甲3871番1地先から海まで
	酒 谷 川	左岸	日南市大字酒谷字上床乙237番地先から広渡川への合流点まで
		右岸	日南市大字酒谷字種子田乙1853番4地先から広渡川への合流点まで
細 田 川	細 田 川	左岸	日南市大字萩ノ嶺字宮ノ原萩之嶺橋から海まで
		右岸	日南市大字萩ノ嶺字川前萩之嶺橋から海まで
潟 上 川	潟 上 川	左岸	日南市南郷町潟上字大王ヶ尾2680番地先から海まで
		右岸	日南市南郷町潟上字上谷1476番地先から海まで
市 木 川	市 木 川	左岸	串間市大字市木字峰ノ迫5596番地先から海まで
		右岸	串間市大字市木字根頃木5748番地先から海まで
本 城 川	本 城 川	左岸	串間市大字本城字猪ノ久保3094番1地先から海まで
		右岸	串間市大字本城字神ノ川4536番2地先から海まで
福 島 川	福 島 川	左岸	串間市大字大平字村下河原桂原橋から海まで
		右岸	串間市大字西方字村下河原桂原橋から海まで

  

川 内 川	長 江 川	左岸	えびの市大字西長江浦字田中浜川原橋から同市大字栗下字奈多良第二長江川橋まで
		右岸	えびの市大字東長江浦字浜川原浜川原橋から同市大字栗下字鶴田第二長江川橋まで

  

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成22年7月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年6月16日	特定非営利活動法人みやざきみんなの家	石黒 良一	宮崎県児湯郡新富町大字新田8515番地1	この法人は、地域コミュニティ活動、障がい児者や高齢者の視点に立った各支援と在宅介護事業、地域住民の健康づくりに関する事業などを行うとともに、それぞれの地域におけるネットワーク構築を通して、地域住民が互いに支え合い、一人一人の夢を大切に出来る豊かな共生社会の実現を目的とする。

  

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成22年7月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年	特定非営利活動法人う	政野 信市	宮崎県北諸県郡三	この法人は、高齢者や身体障害

6 月 21 日	えりんぐケ アセンター 宮崎		股町大字 樺山1321 番地 2	者の方たちが安 心して過ごせる 地域社会を実現 するために、大 きな施設では味 わえない家庭的 な雰囲気、利 用する側の立場 に立った環境を 提供して、地域 福祉サービス活 動を行い、宮崎 県内の福祉及び 健康の増進に寄 与することを目 的とする。
-------------	----------------------	--	------------------------	---

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町北地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	船ヶ山 信 光	宮崎市田野町甲2030番地 2
副理事長	川 越 孝 昭	宮崎市田野町乙9924番地 6
理 事	石 黒 和 男	宮崎市田野町甲2081番地 9
理 事	野 田 孝 一	宮崎市田野町乙8531番地 1
理 事	仕 垣 次 雄	宮崎市田野町乙 10130番地 2
代表監事	永牟田 茂	宮崎市田野町甲2801番地 5
監 事	甲 斐 新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17

(任期：平成25年 4 月 8 日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	船ヶ山 信 光	宮崎市田野町甲2030番地 2
理 事	川 越 重 雄	宮崎市田野町乙9938番地 1
理 事	長 友 裕 二	宮崎市田野町甲2061番地 5
理 事	野 崎 親 一	宮崎市田野町乙 11139番地 1

理 事	仕 垣 次 雄	宮崎市田野町乙 10130番地 2
監 事	黒 木 公 明	宮崎市田野町乙7731番地 1
監 事	永牟田 茂	宮崎市田野町甲2801番地 5

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町西地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙4271番地
副理事長	松 山 光 一	宮崎市田野町乙4426番地 9
理 事	矢 野 治	宮崎市田野町乙4402番地 3
理 事	甲 斐 隆 正	宮崎市田野町乙5224番地 1
理 事	秋 山 広 美	宮崎市田野町乙5499番地 3
理 事	甲 斐 伸 治	宮崎市田野町乙5217番地 1
理 事	小 野 哲 朗	宮崎市田野町乙4426番地27
理 事	西 村 哲 也	宮崎市田野町乙4228番地
理 事	大 塚 義 一	宮崎市田野町乙4401番地 1
理 事	落 合 直 行	宮崎市田野町乙4313番地
理 事	谷 口 雄 一 郎	宮崎市田野町乙5498番地
代表監事	川 越 和 己	宮崎市田野町乙4426番地41
監 事	野 崎 安 正	宮崎市田野町乙4309番地
監 事	鏡 幸 夫	宮崎市田野町乙4422番地11

(任期：平成26年 4 月20日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙4271番地
理 事	松 山 光 一	宮崎市田野町乙4426番地 9
理 事	矢 野 治	宮崎市田野町乙4402番地 3

理 事	谷 口 雄一郎	宮崎市田野町乙5498番地
理 事	秋 山 広 美	宮崎市田野町乙5499番地 3
理 事	甲 斐 伸 治	宮崎市田野町乙5217番地 1
理 事	小 野 哲 朗	宮崎市田野町乙4426番地27
理 事	西 村 哲 也	宮崎市田野町乙4228番地
理 事	大 塚 義 一	宮崎市田野町乙4401番地 1
理 事	落 合 直 行	宮崎市田野町乙4313番地
理 事	甲 斐 隆 正	宮崎市田野町乙5224番地 1
監 事	川 越 和 己	宮崎市田野町乙4426番地41
監 事	野 崎 安 正	宮崎市田野町乙4309番地
監 事	鏡 幸 夫	宮崎市田野町乙4422番地11

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年7月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 ガスクロマトグラフ質量分析システム一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 契約期間 平成22年11月1日から平成27年10月31日まで
- (4) 納入場所 宮崎県警察本部科学捜査研究所化学実験室
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第2号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合  
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成22年宮崎県告示第198号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種のうち、営業種目が医療・理化学機器類で種目が理化学機器であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号880-8509

電話番号0985(31)0110

イ 提出期限 平成22年8月4日(水)午後5時

ウ 提出方法 アの場所に持参又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること)。

### 4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成22年7月1日から平成22年8月10日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成22年7月1日から平成22年8月2日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室

(2) 日時 平成22年7月12日(月)午後2時

### 7 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室

(2) 日時 平成22年8月11日(水)午後2時

### 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

### 9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

### 10 落札者の決定の方法

- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部署  
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
  - 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 13 その他
    - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
    - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
    - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
  - 14 Summary
    - (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Gas chromatograph mass spectrometric System, lset
    - (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 11 Aug, 2010
    - (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法 (昭和47年法律第 117号。以下「法」という。) 第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成22年 7 月 1 日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

#### 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	2号警備業務	平成22年 9 月 1 日(木)から 9 月 3 日(金)まで	20名

#### 2 講習の対象者

##### (1) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者
- オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

- 3 講習の場所  
宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3  
宮崎地域職業訓練センター 電話0985-58-1554
- 4 受講申込書の提出方法等

##### (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

##### (2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務	7月21日(木)から7月30日(金)まで (土、日を除く。)の午前9時から午後5時まで

##### (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

##### (4) 提出書類等

ア 受講申込書 (受講申込者の写真 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの) を貼り付けたもの)

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

##### (ア) 2 のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

##### (イ) 2 のイに該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の写し

##### (ウ) 2 のウに該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

##### (エ) 2 のエに該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証の写し

##### (オ) 2 のオに該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し (追加取得講習受講者に限る。)

#### 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講 習 別	警備業務区分	手 数 料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 6 その他

- (1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会 (電話代表0985-28-0518) に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報等は、この講習に関

する目的以外には使用しない。

- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。